

公 開
資 料 2

第 3 4 7 回 幹 事 会
公 開 審 議 事 項

令和5年7月13日

日 本 学 術 会 議

公開審議事項

件名・議案	提案者	資料 (頁)	提案理由等 (※シンポジウム等、後援関係については概要を記載)	説明者	根拠規定等	
II 公開審議事項						
1. 規則関係						
提案1	日本学術会議細則の一部改正について総会の議決を求めることについて	会長	3	オンライン会議システムを利用した議決の方法に関する規定を設けることについて、総会の議決を求める必要があるため。	会長	細則5条3
提案2	第26期における継続的な活動を実施するための加盟国際学術団体に対応する分科会・小委員会の設置について	会長	5	第26期における継続的な活動を実施するための加盟国際学術団体に対応する分科会・小委員会の設置について決定する必要があるため。	会長	—
2. シンポジウム						
提案3	公開シンポジウム「臓器再生最前線～ミニ臓器の作製から応用まで～」の開催について	歯学委員会委員長	7	主催：日本学術会議歯学委員会基礎系歯学分科会、一般社団法人歯科基礎医学会 日時：令和5年9月16日（土）17：30～19：00 場所：日本大学歯学部（東京都千代田区） ※第二部承認	—	内規別表第2
3. その他						
件名					資料(頁)	
参考	今後の総会及び幹事会開催予定 次回幹事会は、令和5年7月24日（月）14:30～開催。				—	

日本学術会議細則（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議 146 回総会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(総会の議決)</p> <p>第 4 条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。<u>ただし、オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下この条において同じ。）を利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して挙手を行う。</u></p> <p>(2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。</p> <p>(3) 投票を行う場合、出席会員は、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。<u>ただし、オンライン会議システムを利用して出席する会員は、同システムにおける機能を利用して本規定に準じた投票を行う。</u>この場合において、議長は投票を行わない。</p> <p>(4) 会則第 18 条第 2 項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の 2 倍の数が名札票の数と同一のときとする。</p>	<p>(総会の議決)</p> <p>第 4 条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>(2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。</p> <p>(3) 投票を行う場合は、出席会員は<u>すべて</u>、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。この場合において、議長は投票を行わない。</p> <p>(4) 会則第 18 条第 2 項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の 2 倍の数が名札票の数と同一のときとする。</p>

附 則（令和 年 月 日日本学術会議第 回総会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

第 26 期における継続的な活動を実施するための加盟国際学術団体に対応する
分科会・小委員会の設置について（案）

〔 令和 5 年 月 日 〕
〔 日本学術会議第 回幹事会決定 〕

第 26 期（令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで）における日本学術会議が加盟する国際学術団体に対応する分科会・小委員会の設置について、継続的な活動を実施するため、以下のとおり対応する。

1. 国際委員会のみ置く分科会・小委員会

①分科会・小委員会の設置決定及び施行

令和 5 年 9 月 30 日までに幹事会において決定し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

②設置期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

③構成員

第 26 期の幹事会において決定する。

2. 国際委員会及び部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会

(1) 国際委員会に置く分科会・小委員会

①分科会・小委員会の設置決定及び施行

令和 5 年 9 月 30 日までに幹事会において決定し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

②設置期間

部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会（対応する国際学術団体を同じくするもの）に同じ。

③構成員

部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会（対応する国際学術団体を同じくするもの）と兼ねる。

(2) 部又は分野別委員会に置く分科会・小委員会

①分科会・小委員会の設置決定及び施行

令和 5 年 9 月 30 日までに幹事会において決定し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

②設置期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

③構成員

第 26 期の幹事会において決定する。

公開シンポジウム
「臓器再生最前線～ミニ臓器の作製から応用まで～」
の開催について

1. 主 催：日本学術会議歯学委員会基礎系歯学分科会、一般社団法人歯科基礎医学会
2. 共 催：なし
3. 後 援：日本生命科学アカデミー
4. 日 時：令和5年（2023年）9月16日（土）17：30～19：00
5. 場 所：日本大学歯学部（東京都千代田区神田駿河台1-8-13）
6. 一般参加の可否：可
一般参加者の参加費の有無：無
7. 分科会等の開催：未定

8. 開催趣旨：

未曾有の超高齢社会を迎えた我が国では、再生医療の実現化が訴求されている。歯科領域でも、歯周疾患に対する再生医療薬が上市されているが、さらなる新規再生治療法の実現が期待されている。近年、ES細胞、iPS細胞をはじめ、オルガノイドの活用を含めて、再生医学の発展は、目覚ましい状況である。特に、修復による再生医療だけでなく、臓器再生が近未来に可能になりつつある。そこで再生医学の最新のトピックを多くの市民の皆様と共有し、臓器再生に向けた再生医療への実現性と応用性を議論するために本公開シンポジウムを企画した。

9. 次 第：

17：30 挨拶

美島 健二（日本学術会議連携会員、昭和大学歯学部口腔病態診断科学講座口腔病理学部門教授）

17：35 「中枢神経系のオルガノイドの作製とその応用」

六車 恵子（関西医科大学医学部 iPS・幹細胞応用医学講座教授）

17：55 「ヒト多能性幹細胞を用いた骨発生プロセスの再現とその応用」

大庭 伸介（大阪大学大学院歯学研究科組織・発生生物学講座教授）

18：15 「唾液腺オルガノイドの作製とその応用」

田中 準一(昭和大学歯学部口腔病態診断科学講座口腔病理学部門講師)

18：35 「自家腸上皮オルガノイドの作製・製造と移植医療」

岡本 隆一(東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科消化器病態学分野教授)

18：55 クロージング・リマーク

樋田 京子(日本学術会議連携会員、北海道大学大学院歯学研究院教授)

10. 関係部の承認の有無：第二部承認

11. 関係する委員会等連絡会議の有無：無

(下線の講演者等は、主催分科会委員)